

4月号 CONTENTS

1. 第280回通常議員総会が開催されました
2. 「遠軽商工会議所福祉制度キャンペーン」のご案内
3. 「事業系資源ぶつ」取り扱いについて
4. 協会けんぽ北海道支部保険料率変更のお知らせ
5. 自衛隊退職予定自衛官の求職情報について
6. 使用済み切手提供者のご紹介
7. 4月行事予定のお知らせ

1. 第280回通常議員総会が開催されました

令和6年3月27日（水）ホテルサンシャインにおいて、第280回通常議員総会が開催され、令和6年度事業計画案・予算案について、すべての議案が原案どおり承認されました。

商工会議所として、地域の雇用を守り地域創生の実現に向けて、遠軽町の産業振興・まちづくり・観光事業の推進ならびに、創業や事業承継など幅広く経営相談事業の強化に取り組んでまいります。

特に、「黒曜石石器類の国宝を活用した地域振興」を関係機関と連携を密にし、国宝にちなんだ事業にも取り組んでまいります。

最後に、遠軽町芸術文化交流プラザ（メトロプラザ）の指定管理者として、プラザの運営を軌道に乗せてまいりますので、本年度も引き続きよろしくお願いたします。

2. 「遠軽商工会議所福祉制度キャンペーン」のご案内

遠軽商工会議所では「福祉制度キャンペーン」を4/1～6/30に実施いたします。本推進月間は、『会員事業所への寄り添い』を目的に当所役職員とアクサ生命推進員によるフォロー活動を通して、会員事業所の福祉向上にお役立ていただくことを主な目的としています。

会員事業所へお役に立てる情報提供をさせていただきますので、当所役職員・アクサ生命推進員がご連絡させていただいた際には、是非ご協力いただきますようお願いいたします。

～詳しくは同封の文書をご覧ください～

3. 遠軽町の「事業系資源ぶつ」取り扱いについて

令和6年4月1日からえんがるリサイクルセンターが本格稼働することに伴い、ごみ分別の取り扱いが一部変更になっております。

「事業系資源ぶつ」については従来通りの取り扱いとなりますので変更はありませんが、改めて「事業系資源ぶつ」の処理について、手引きの内容をご確認のうえ、適正に処理していただきますよう、よろしくお願いいたします。

～詳しくは同封の文書をご覧ください～



4. 協会けんぽ北海道支部保険料率変更のお知らせ

令和6年度3月分（4月納付分）からの保険料率が変更となります。

◆健康保険料

令和6年2月（3月納付分）まで 給与・賞与の 10.29%	→	令和6年3月（4月納付分）から 給与・賞与の 10.21%
--	---	--

◆介護保険料

令和6年2月（3月納付分）まで 給与・賞与の 1.82%	→	令和6年3月（4月納付分）から 給与・賞与の 1.60%
---	---	---

＜お問い合わせ＞ 全国健康保険協会北海道支部 TEL：011-726-0352
～詳細は同封のパンフレットをご覧ください～

5. 自衛隊退職予定自衛官の求職情報について

定年退職自衛官の再就職企業を探しております。

退職予定年月	令和7年3月
希望勤務地	遠軽町
希望職種	組立加工
資格・免許	第1種大型免許、大型特殊免許、乙種4類危険物取扱者 第2種電気工事士
自己PR	趣味の日曜大工を通して、物作りの喜びを知り、製造に携わる仕事をしたいと考えています。また、自衛隊勤務で培った精神力や対処能力は、再就職後もあらゆる面で発揮できると思います。各企業の皆様どうぞ宜しくお願いします。

○各種求人などの情報がございましたら、下記まで情報提供お願いいたします。
自衛隊旭川地方協力本部 道北地域援護センター遠軽分室（遠軽駐屯地内）
TEL 42-5275（内線281・282）

6. 使用済み切手提供者のご紹介 ～ご協力ありがとうございます～

- ・(株)西 様
- ・小川熱器 様
- ・行政書士本吉春雄事務所 様
- ・(株)渡辺興業 様
- ・(株)渡辺興業豊里給油所 様
- ・(有)高橋鉄工場 様
- ・森盛 様
- ・棚橋忠司法書士事務所 様
- ・共同生コン(株) 様
- ・(株)アサカワ 様
- ・ヘアサロンマツイ 様
- ・豊藤石材店 様
- ・カネカイチ鉄工 様
- ・(有)むすび屋 様
- ・(有)三宮商会 様
- ・茶木建設(株) 様
- ・ビューティック柳谷 様
- ・(有)ひまわり 様
- ・(株)だいいち 様



7. 4月行事予定のお知らせ

- 4月 8日(月) 東北海道商工会議所専務理事・局長会議(帯広市)
- 15日(月) オホーツク管内商工会議所会頭会議(北見市)
- 18日(木) 女性会定時総会
- 22日(月) 第1回夏まつり実行委員会
- 23日(火) 青年部通常総会

縁がある町遠軽で みんなで買い物 笑顔の輪

2024年3月吉日

会員事業所各位

遠軽商工会議所
会頭 渡邊 博行
(公印省略)

【共済・福祉制度引受会社】
アクサ生命保険株式会社
旭川支社長 市川 直弥

「遠軽商工会議所福祉制度キャンペーン」のご案内

拝啓 新型コロナウイルス感染症の分類もV類に変更となり、各会員事業所の皆さまにおいて大きな転換期を迎えられていることと推察いたします。これまで、感染拡大などにより様々な困難に直面してきた中でも地域経済を支えてこられたこと、心から敬意を表します。

平素は商工会議所の運営にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、遠軽商工会議所では「福祉制度キャンペーン」を4/1～6/30に実施いたします。本推進月間は、『会員事業所への寄り添い』を目的に当商工会議所役職員とアクサ生命推進員によるフォロー活動を通して、会員事業所の福祉向上にお役に立ていただくことを主な目的としています。

会員事業所へお役に立てる情報提供をさせていただきますので当所役職員・アクサ生命推進員がご連絡させていただいた際には、是非ご協力いただきますようお願い申し上げます。

敬具

【当文書問い合わせ先】 〒099-0415 紋別郡遠軽町岩見通南1丁目遠軽町芸術文化交流プラザ内

遠軽商工会議所

TEL 0158-42-5201

【共済・福祉制度引受会社】 〒090-0016 北見市大町70-1

アクサ生命保険株式会社 北見営業所

TEL 0157-23-4127

詳しくはアクサ生命ホームページ (<https://www.axa.co.jp/>) をご参照ください。

令和6年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率: 令和6年3月分～ 適用
 ・介護保険料率: 令和6年3月分～ 適用
 ・厚生年金保険料率: 平成29年9月分～ 適用
 ・子ども・子育て拠出金率: 令和2年4月分～ 適用

(北海道) (単位:円)

等級	標準報酬		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入者を除く)	
	月額	報酬月額	介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
			10.21%		11.81%		18.300%※	
			全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	円以上 円未満	5,921.8	2,960.9	6,849.8	3,424.9		
2	68,000	63,000 ~ 73,000	6,942.8	3,471.4	8,030.8	4,015.4		
3	78,000	73,000 ~ 83,000	7,963.8	3,981.9	9,211.8	4,605.9		
4(1)	88,000	83,000 ~ 93,000	8,984.8	4,492.4	10,392.8	5,196.4	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000 ~ 101,000	10,005.8	5,002.9	11,573.8	5,786.9	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000 ~ 107,000	10,618.4	5,309.2	12,282.4	6,141.2	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000 ~ 114,000	11,231.0	5,615.5	12,991.0	6,495.5	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000 ~ 122,000	12,047.8	6,023.9	13,935.8	6,967.9	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000 ~ 130,000	12,864.6	6,432.3	14,880.6	7,440.3	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000 ~ 138,000	13,681.4	6,840.7	15,825.4	7,912.7	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000 ~ 146,000	14,498.2	7,249.1	16,770.2	8,385.1	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000 ~ 155,000	15,315.0	7,657.5	17,715.0	8,857.5	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000 ~ 165,000	16,336.0	8,168.0	18,896.0	9,448.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000 ~ 175,000	17,357.0	8,678.5	20,077.0	10,038.5	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000 ~ 185,000	18,378.0	9,189.0	21,258.0	10,629.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000 ~ 195,000	19,399.0	9,699.5	22,439.0	11,219.5	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000 ~ 210,000	20,420.0	10,210.0	23,620.0	11,810.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000 ~ 230,000	22,462.0	11,231.0	25,982.0	12,991.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000 ~ 250,000	24,504.0	12,252.0	28,344.0	14,172.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000 ~ 270,000	26,546.0	13,273.0	30,706.0	15,353.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000 ~ 290,000	28,588.0	14,294.0	33,068.0	16,534.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000 ~ 310,000	30,630.0	15,315.0	35,430.0	17,715.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000 ~ 330,000	32,672.0	16,336.0	37,792.0	18,896.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000 ~ 350,000	34,714.0	17,357.0	40,154.0	20,077.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000 ~ 370,000	36,756.0	18,378.0	42,516.0	21,258.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000 ~ 395,000	38,798.0	19,399.0	44,878.0	22,439.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000 ~ 425,000	41,861.0	20,930.5	48,421.0	24,210.5	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000 ~ 455,000	44,924.0	22,462.0	51,964.0	25,982.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000 ~ 485,000	47,987.0	23,993.5	55,507.0	27,753.5	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000 ~ 515,000	51,050.0	25,525.0	59,050.0	29,525.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000 ~ 545,000	54,113.0	27,056.5	62,593.0	31,296.5	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000 ~ 575,000	57,176.0	28,588.0	66,136.0	33,068.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000 ~ 605,000	60,239.0	30,119.5	69,679.0	34,839.5	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000 ~ 635,000	63,302.0	31,651.0	73,222.0	36,611.0	113,460.00	56,730.00
35(32)	650,000	635,000 ~ 665,000	66,365.0	33,182.5	76,765.0	38,382.5	118,950.00	59,475.00
36	680,000	665,000 ~ 695,000	69,428.0	34,714.0	80,308.0	40,154.0		
37	710,000	695,000 ~ 730,000	72,491.0	36,245.5	83,851.0	41,925.5		
38	750,000	730,000 ~ 770,000	76,575.0	38,287.5	88,575.0	44,287.5		
39	790,000	770,000 ~ 810,000	80,659.0	40,329.5	93,299.0	46,649.5		
40	830,000	810,000 ~ 855,000	84,743.0	42,371.5	98,023.0	49,011.5		
41	880,000	855,000 ~ 905,000	89,848.0	44,924.0	103,928.0	51,964.0		
42	930,000	905,000 ~ 955,000	94,953.0	47,476.5	109,833.0	54,916.5		
43	980,000	955,000 ~ 1,005,000	100,058.0	50,029.0	115,738.0	57,869.0		
44	1,030,000	1,005,000 ~ 1,055,000	105,163.0	52,581.5	121,643.0	60,821.5		
45	1,090,000	1,055,000 ~ 1,115,000	111,289.0	55,644.5	128,729.0	64,364.5		
46	1,150,000	1,115,000 ~ 1,175,000	117,415.0	58,707.5	135,815.0	67,907.5		
47	1,210,000	1,175,000 ~ 1,235,000	123,541.0	61,770.5	142,901.0	71,450.5		
48	1,270,000	1,235,000 ~ 1,295,000	129,667.0	64,833.5	149,987.0	74,993.5		
49	1,330,000	1,295,000 ~ 1,355,000	135,793.0	67,896.5	157,073.0	78,536.5		
50	1,390,000	1,355,000 ~	141,919.0	70,959.5	164,159.0	82,079.5		

- ◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(10.21%)に介護保険料率(1.60%)が加わります。
- ◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。
- 4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。
- 35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。
- ◆令和6年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、300,000円です。

- 被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合
 - ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
 (注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。
- 納入告知書の保険料額
納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。
- 賞与にかかる保険料額
賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。
また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は月間150万円となります。
- 子ども・子育て拠出金
事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくことになります。(被保険者の負担はありません。)
この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.36%)を乗じて得た額の総額となります。

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となります。
 加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

北海道支部

協会けんぽの加入者・事業主の皆さまへ
 事業所内で回覧をお願いいたします。

令和6年3月分(4月納付分)からの保険料率のお知らせです

北海道支部の健康保険料率は変更となります

令和6年2月分(3月納付分)まで 給与・賞与の
 令和6年3月分(4月納付分)から 給与・賞与の

10.29% ▶ 10.21%

介護保険料率も変更となります

令和6年2月分(3月納付分)まで給与・賞与の
 令和6年3月分(4月納付分)から給与・賞与の

1.82% ▶ 1.60%

※健康保険料と介護保険料は労使折半となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

※任意継続被保険者の方は、令和6年4月分の保険料率から変更となります。

保険料率についての
 特設サイトはこちら

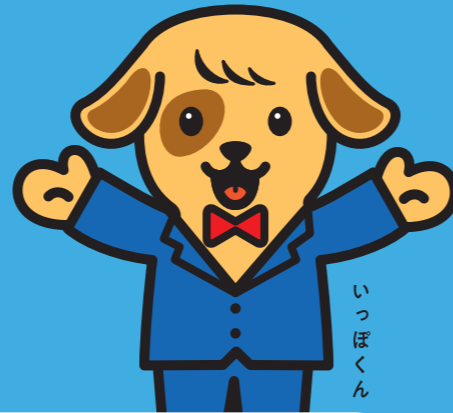


健康保険料率10.21%のうち、6.79%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.42%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

★保険料は、納付期限までに納めていただくをお願いします。★健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。★ご加入の支部は健康保険証の「保険者名称」をご確認ください。(居住する都道府県とは異なることがあります。)

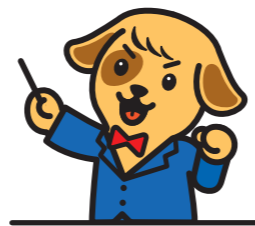
元気に働き続けるためには、日々の健康が大切。
しかも、健康であればあるほど、
保険料率の伸びを抑えられます。

自分らしく、安心して働けるように
健康づくりをはじめませんか？



健康状態を確認するために
健診を毎年受けましょう！

35歳～74歳の被保険者の方は
「生活習慣病予防健診」をご利用ください。



協会けんぽの生活習慣病予防健診は、

- 血圧測定
- 血液検査
- 尿検査
- 心電図検査
- 胸部レントゲン検査
- 胃部レントゲン検査
- 便潜血反応検査

メタボリックシンドロームとともに

5大がん 肺 胃 大腸 子宮 乳房 までカバー！

※子宮頸がん検診、乳がん検診は、別途自己負担が必要です。

生活習慣病予防健診等の自己負担を軽減しています。

令和5年 4月～	一般健診	最高 7,169円	軽減後 5,282円	付加健診	最高 4,802円	軽減後 2,689円
-------------	------	--------------	---------------	------	--------------	---------------

対象：35歳～74歳の被保険者（ご本人）

令和6年
4月～

付加健診の対象年齢について、現行の40歳、50歳に加え、
45歳、55歳、60歳、65歳、70歳も対象になります。

※付加健診とは、節目の年齢において、肝臓、胆のう、腎臓といった腹部の臓器の様子を調べるための腹部超音波検査や、高血圧・動脈硬化などを見つける手がかりとなる眼底検査といった、より詳細な健診です。



事業主・ご担当者の皆さまへ

生活習慣病予防健診の声かけ

生活習慣病予防健診を受診するよう対象の方へ周知いただきますようお願いいたします。

特定保健指導の声かけ

特定保健指導のご案内を対象の方へ確実にお渡しいただき、積極的な声かけをお願いいたします。

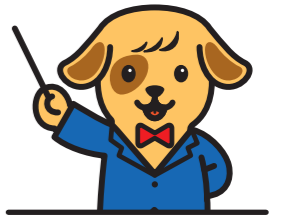
実は・・・

都道府県ごとの **医療費水準** に基づき、
都道府県ごとの **保険料率を決定** しています。



健診を受けた後の
行動こそが大切です！

健診はあくまでも生活習慣改善の必要性や病気を発見するための手段です。



健診

生活習慣の改善が必要
特定保健指導を利用しましょう！
特定保健指導を利用して、生活習慣の改善に取り組んでください。

医療機関への受診が必要
医療機関に早期受診を！
治療が必要と判定された場合は、早期に医療機関を受診してください。

特定保健指導とは
健診を受けた結果、メタボリックシンドロームのリスクのある40～74歳までの方を対象に行う健康サポートです。健康に関するセルフケア（自己管理）ができるように、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士が寄り添ってサポートします。



日々の健康づくりも忘れずに！

- 適度な運動
- バランスの良い食生活
- 禁煙等

保険料率についての
特設サイトはこちら



皆さまの取組※に応じて、
都道府県の保険料率が
変わるインセンティブ制度
についてはこちら



※特定健診受診・ジェネリック医薬品の使用等



令和6年3月25日

遠軽商工会議所会員 様

遠軽町民生部住民生活課環境生活担当

「事業系資源ぶつ」取り扱いについて（令和6年4月1日～）

日頃より、遠軽町の環境衛生業務にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年4月1日からえんがるリサイクルセンターが本格稼働することに伴い、ごみ分別の取り扱いが一部変更になっております。

「事業系資源ぶつ」については従来通りの取り扱いとなりますので変更はありませんが、改めて「事業系資源ぶつ」の処理についてご連絡いたしますので、手引きの内容をご確認の上、適正に処理していただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1、内容 裏面の手引き（抜粋）を参照
- 2、その他 不明な点等は下記までお問合せください。

以上

〒099-0492

北海道紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1
遠軽町民生部住民生活課環境生活担当 奥田
Tel (0158) 42-4812 Fax (0158) 42-3688

事業系資源ぶつ



●一般家庭ごみと分別は同様となりますので、
分別の詳細は7~8ページをご覧ください。

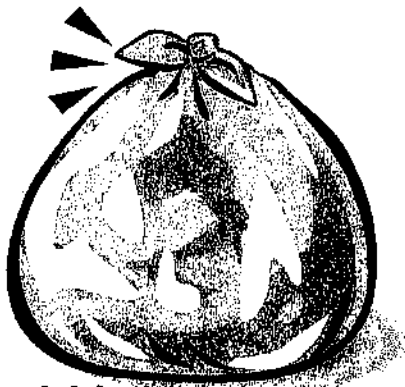
- 事業所から排出されるごみのうち産業廃棄物に該当する場合でも、資源ぶつとなる場合は、有料で回収をします。
- 回収は収集場所に出していただくか、直接搬入していただくこととなります。
- 収集に出す場合は、ごみ処理券を見やすい場所に貼って収集場所へ出してください。
- 直接搬入する場合は、ごみ処理券を貼らずに「えんがるリサイクルセンター」へ搬入してください。
- 有料で収集する資源ぶつは「事業活動に伴う資源ぶつ」のみです。

種類	価格
15ℓ	30円
30ℓ	60円
45ℓ	90円



直接搬入は 10kg あたり 80円
※10kg 超過する毎に 80円加算

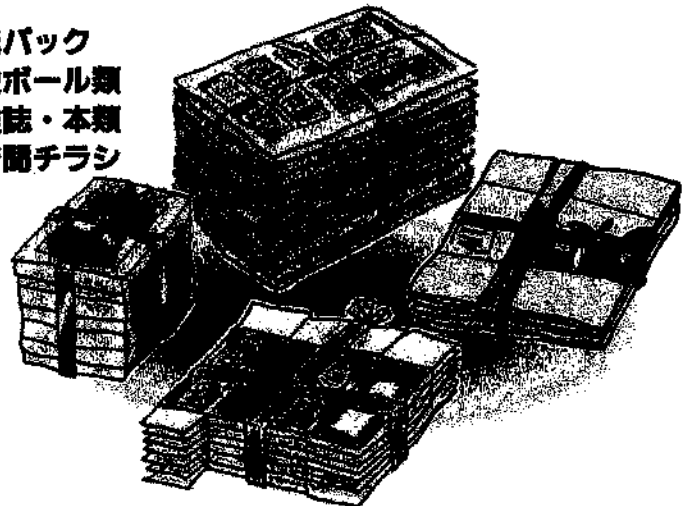
●袋で出すもの



空き缶
ペットボトル
空きびん
発泡スチロール（白色）
プラスチック製容器包装

●ひもで縛って出すもの

紙バック
段ボール類
雑誌・本類
新聞チラシ



○事業活動に伴わない資源ぶつは
一般家庭ごみと同様に無料です。

遠軽町指定ごみ袋・粗大ごみ処理券販売店

令和6年3月12日現在

【指定ごみ袋】10ℓ・15ℓ・30ℓ・45ℓ【粗大ごみ処理券】200円・400円

※一部取り扱いを行っていない販売店もありますので、購入の際は直接販売店にご確認ください。

地域	住所	販売店	指定ごみ袋	粗大ごみ処理券
遠軽	1条通南2丁目	㈱むすびや	○	○
	岩見通南2丁目	㈱アサカワ	○	○
		イト電商事㈱	○	○
		㈱中出商店	○	○
		大通南1丁目	アップルマート	○
	大通南1丁目	㈱笠井家具店	○	○
		丸徳園	○	×
		大通南2丁目	㈱栗原工業社	○
	大通南2丁目	㈱山二品田商店	○	○
		大通南3丁目	㈱西	○
	大通南3丁目	㈱古川商店	○	○
		大通南4丁目	㈱計文堂	○
	大通北1丁目	エルム美容室	○	×
		㈱遠軽アポロ石油商会	○	○
	大通北2丁目	コープさっぽろプラザ店	○	○
	大通北3丁目	ローソン遠軽厚生病院店	○	×
		セブンイレブン遠軽大通北店	○	○
	大通北4丁目	ダイゼンマート遠軽店	○	○
		ホームマックニコット遠軽店	○	○
		さわやか共同作業所	○	○
		ローソン遠軽大通店	○	○
	大通北8丁目	㈱ホームセンター坂本遠軽店	○	○
	大通北9丁目	セイコーマート遠軽店	○	×
大通北10丁目	ツルハドラッグ遠軽店	○	×	
豊里	セブンイレブン遠軽豊里店	○	○	
西町1丁目	セイコーマート遠軽西町店	○	×	
	谷川沢商店	○	○	

地域	住所	販売店	指定ごみ袋	粗大ごみ処理券
遠軽	西町2丁目	小西商店	○	○
		タカクラ	○	○
	西町3丁目	備はたの	○	○
	2条通北1丁目	サッポロドラッグストアー遠軽店	○	○
		シティえんがる	○	○
	東町2丁目	ローソン遠軽東町店	○	×
	南町3丁目	リカーランドしなだ	○	○
		遠軽ツバメ石油㈱遠軽給油所	○	×
		㈱西川	○	×
		ツルハドラッグ遠軽南町店	○	×
		コープさっぽろ遠軽みなみ店	○	○
		セイコーマート遠軽南町店	○	○
	南町4丁目	㈱西岡金物店	○	○
	南町4丁目	ローソン遠軽南町店	○	○
向遠軽 陸上自衛隊内	P.X.売店がんぼう	○	○	
生田原	生田原	亀田商店	○	×
		正進堂製菓㈱	○	×
		セイコーマート生田原店	○	○
		マルヨシストアー	○	○
	生田原岩戸	㈱橋本建設	○	○
	生田原安国	セイコーマート安国店	○	○
丸瀬布	丸瀬布新町	㈱アメニティ・トラスト	○	○
	丸瀬布中町	㈱イチマル	○	○
		木暮商店	○	○
		えんがる商工会	○	○
	丸瀬布東町	㈱カワグチ通商	○	○
		セイコーマート丸瀬布店	○	○
		丸瀬布石油㈱	○	○
白滝	白滝	㈱前本商事	○	○
		㈱白楊舎	○	○